

# くらしのフレッシュ便



広島県生活センター

## 相談ファイル

～無料という言葉に誘われて～

### ＜相談内容＞

5日前、一人暮らしをしている80歳代の知人が、街を一人で歩いていたところ、「今無料で商品を差し上げているので、あなたも行ってみませんか」と声を掛けられた。会場まで連れて行ってくれるというので、車に乗ったらしい。

会場で無料の商品を貰っているうちに、勢いで20万円の温熱治療器を契約してしまったという。冷静になると、あまりにも値段が高いし、自分には必要ないので解約したいというが、どうすればよいか。  
(50歳代 女性)

### ＜アドバイス＞

この相談は、「SF（催眠）商法」といい、「訪問販売」にあたりますので、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ制度によって無条件に契約を解除することができます。また、違約金等の請求を受けることなく、商品の引き取りに必要な経費も業者が負担することになっています。



SF（催眠）商法は「無料でプレゼント」などと言って人を集め、閉め切った会場で台所用品などを無料で配り、得した気分にして雰囲気盛り上げます。会場を興奮状態にして、冷静な判断を失わせてから、高額なふとんや医療用具などを売りつけます。

対処法は、安易に会場に行かないことです。「タダより高いものはない」「うまい話にはウラがある」ということを肝に銘じましょう。

## 情報ファイル

～賞味期限 誤解していませんか？～

「冷蔵庫に入れておいた飲みかけの牛乳が、賞味期限内なのに腐っていた」という経験をしたことはありませんか。賞味期限は、あくまでも未開封の場合の目安なのですが、開封してからも期限内であれば大丈夫だと思っている人が少なくありません。

そもそも「賞味期限」とは「この日まではおいしく食べることができます。品質が保持されます」という期限表示で、菓子、乳製品、缶詰、ハム、冷凍食品など目安として未開封状態で5日を超えても品質の変化が比較的穏やかな食品に表示されています。ただし「定められた方法で保存した場合」と定義され「10℃以下で」「直射日光、高温多湿を避け…」といった保存方法も併記されています。

最近では、商品のラベルに開封日（開栓日）をメモする欄を作った企業もあります。また「開封後（開栓後）、保存は〇週間が目安です」と具体的な表現が記載されている商品も出てきています。

現在はまだ「開封後はお早めに」とあいまいに表示されている商品がほとんどですが、開封後の目安を知りたい場合は、商品を製造している企業の消費者窓口などに聞いてみると良いでしょう。



**消費生活相談状況(6月) ※8月27日現在確定分**

6月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、3,848件ありました。

情報料等を請求するハガキやメールなどが届いたという架空請求・不当請求の相談が、激増しています。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	2,602
2	融資サービス	210
3	商品一般	70
4	書籍・印刷物	45
5	教室・講座	45

**～お 知 ら せ～**

スマートライフ講座

**小さなべんりの、つみがさね**

～快適生活とユニバーサルデザイン～

日 時 平成16年9月29 (水) 13:30～15:00

会 場 広島県生活センター研修室 (県庁農林庁舎1階)

講 師 コクヨ株式会社ステーションナリーカンパニー

曾 谷 瑞 絵 さん

定 員 30名

参加費 無 料

申込み 電話でお申し込みください。(TEL082-513-2731)

**消費者啓発講座**

日 時	場 所	対 象	講 師
9月8日(水) 13:30～15:00	尾道市 総合福祉センター	民生委員 介護支援専門員	生活センター職員
9月14日(火) 14:00～16:00	大和町 役場	民生児童委員	生活センター職員
9月15日(水) 11:00～11:20	宮島町 観光会館	高齢者	生活センター職員

**広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)**

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階

消費啓発グループ TEL 082-513-2731